

栃木県警察物品等電子調達運用基準

この運用基準は、栃木県警察物品等電子調達実施要領(以下「要領」という。)に基づき、物品等の調達を電子入札に付する入札手続きを適切かつ円滑に運用するため、必要な事項を定めるものとする。

1 電子調達実施の基本方針

栃木県警察が電子調達で行う旨を指定した案件は、電子調達システムで処理することとし、原則として書面による入札書等の提出(以下「紙入札」という。)は認めないものとする。ただし、特に必要と認めた場合はこの限りでない。

2 紙参加承諾の基準

要領第13条第1項ただし書きに定める「紙参加承諾の基準」とは、次の(1)又は(2)のいずれかの場合をいう。

(1) 紙参加を認める基準

電子入札手続きの開始前において、入札に参加しようとする者から、紙入札方式参加承諾願(様式1)が提出され、次のいずれかの事由に該当する場合

ア 特定調達契約案件において、入札に参加しようとする者が紙参加を希望する場合

イ 電子調達システムの利用者登録をしているが、ICカードが失効、閉塞又は破損等の入札執行者がやむを得ないと認める事由により使用できない場合

ウ システム障害又は通信障害等により参加できない場合

エ 競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出に係る審査及び要領第4条第2項に定めるICカードの利用者登録に係る審査が終了していない場合

オ その他特に必要と認めた場合

(2) 紙参加への変更を認める基準

電子入札手続きの開始後、入札に参加しようとする者から紙参加への変更を求められ、「紙入札方式参加承諾願」(様式1)が提出され、次のいずれかの事由に該当する場合。(入札書提出期限までに紙入札への変更手続きの完了が見込めるほか、全体の入札手続きに影響がないと認められる場合に限る。)

ア 電子入札システムの利用者登録をしているが、ICカードが失効、閉塞又は破損等の入札執行者がやむを得ないと認める事由により使用できない場合

イ システム障害又は通信障害等により締切に間に合わない場合

ウ その他明らかに電子入札によることが困難であると認められる場合

3 紙参加への変更を認めた場合の取扱い

要領第13条第1項の規定により、紙参加の承諾をした場合は、当該紙参加者について、速やかに紙入札業者として電子入札システムに登録する。また、当該紙参加

者に対し、紙参加への変更後においては電子入札システムによる処理を行わないよう指示するものとする。ただし、既に処理済みの電子入札システムにより提出された書類は有効なものとして取り扱い、別途の手続きを要しないものとする。

4 紙参加者の入札書等の取扱い

- (1) 紙参加者は、入札書等を入札執行者が指定した日時及び場所に郵送（書留郵便。以下同じ。）又は持参するものとする。
- (2) 紙参加者の入札書等は、入札執行者があらかじめ指定した場所に到達したときに提出されたものとみなすものとする。
- (3) 紙参加者は、入札書及び積算内訳書を提出するときは、入札書用封筒に入れて封かんし、入札書用封筒には、次の事項を記載するものとする。
 - ア 開札日
 - イ 案件名
 - ウ 案件番号
 - エ 「入札書在中」 朱書
 - オ 一般書留又は簡易書留 朱書
 - カ 入札参加者の住所又は所在地、商号又は名称及び契約等権限者職・氏名
- (4) 複数の入札書を同時に提出する場合は、1件ごとに入札書を封入した封筒（内封筒）を外封筒に入れ「入札書在中 ○件」と記載の上、郵送又は持参するものとする。
- (5) 競争参加資格確認申請書と入札書を同時に提出する場合は、入札書を封入した封筒（内封筒）と競争参加資格確認申請書を外封筒に入れ「競争参加資格確認申請書及び入札書在中」と記載の上、郵送又は持参するものとする。

代理人名で入札書を作成し提出する場合は、委任状も併せて外封筒に入れること。
- (6) 競争参加資格確認申請書を持参する場合は、封入を省略することができる。

5 案件登録

(1) 各受付期間等の設定

- ア 要領第13条第2項に定める「入札書の受付開始日時」は、指名競争入札については、指名通知書発行開始日時の翌日を標準とするものとする。

（標準例：指名通知書発行日 4月1日 入札書の受付開始日時 4月2日9：00）

一般競争入札は、競争参加資格確認通知日時の翌日を標準とする。
- イ 要領第13条第2項に定める「入札書の提出期限」は、開札予定日時の前日又は前々日を標準とするものとする。

（標準例：開札予定日時 4月10日 入札書受付締切日時 4月9日16：00）

（標準例：開札予定日時 4月10日 入札書受付締切日時 4月8日16：00）
また、「入札書の提出期限」とは、電子入札システムに「入札書受付締切日時」として登録した日時をいう。- ウ 要領第17条第4項に定める「再度入札の入札書の提出期限」は、1回目の開札日の翌日又は翌々日を標準とする。

(標準例：開札予定日時 4月10日 再度入札の入札書受付締切日時 4月11日 16:00)
(標準例：開札予定日時 4月10日 再度入札の入札書受付締切日時 4月12日 16:00)
エ その他の期間等日時の設定にあたっては、従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

(2) 紙入札への移行時の処理

入札執行者が当該案件を電子入札から紙入札へ移行するに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」と追記変更し、以降当該案件に係る電子入札システム処理を行わないものとする。

6 添付書類の取扱い

(1) 使用アプリケーション及びバージョンの指定

入札に参加するために必要な添付書類は、原則として電子ファイルにより提出するものとする。ただし、容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、郵送又は持参による提出を認めるものとする。

添付書類の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次に掲げるものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word95以降のバージョン
2	Microsoft Excel	Excel95以降のバージョン
3	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

(2) 圧縮方式の指定

ファイル圧縮を認める場合は、ZIP形式を指定するものとする。
ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

(3) 郵送又は持参の方法及び提出期限

(1)の規定により郵送又は持参での提出を認める場合の方法及び提出期限は次のとおりとする。

ア 電子入札システムにより「提出書類通知書」(様式2)の送信をするものとする。

イ 必要書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めないものとする。

ウ 提出期限は、電子調達の当該書類の提出期限と同一とする。

エ 当該書類は、入札執行者があらかじめ指定した場所に到達したときに提出し

たものとみなすものとする。

(4) ウィルス感染ファイルの取扱い

入札に参加した者から提出された添付書類へのウィルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、必要に応じ郵送又は持参により改めて提出するよう指示するものとする。

7 入札

(1) 入札書の提出時の留意点

入札に参加する者は、入札書の提出にあたって次の事項に留意するものとする。

ア 入札書の入力は正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。

イ 入札書の提出期限までに入札書の提出が完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。

ウ 電子入札システムにより入札書が正常に提出されたことを、当該システムの入札書受付票により確認すること。

エ 積算内訳書は、電子入札システムにより入札書とともに提出すること。

(2) 入札書未送信者の取扱い

入札書の提出期限になっても入札書の提出がない場合は、入札を辞退したものとみなすものとする。

(3) 入札書等提出後の撤回等

提出された入札書又は辞退届は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。

(4) 無効者の取扱い

入札書を提出後、入札に参加する資格の条件を満たさなくなると認められる場合は、電子入札システムの入札状況登録において当該入札者を無効とし、当該入札書は開封しないものとする。

8 開札

(1) 開札場所

電気通信回線を介して電子調達システムに接続できる状態の端末を使用できる場所において行うものとする。

(2) 落札者決定通知

要領第20条第3項に定める「落札者の決定の通知」は、電子入札システムによる最低価格（財産の売払いの場合は最高価格）入札者名、入札書記載金額の通知をいう。

(3) 総合評価落札方式を適用した案件における開札後の取扱い

入札執行者は、総合評価落札方式を適用した案件の開札結果について、電子入札システムにより通知を行い、総合評価点を算出後、落札者を決定するものとする。

(4) 低入札価格調査になった場合の取扱い

入札執行者は、低入札調査基準価格を設定した案件において、最低価格入札者のした入札が当該低入札調査基準価格を下回る場合（総合評価落札方式を適用し

た案件を除く。)は、電子入札システムにより通知を行い、低入札価格調査後、落札者を決定するものとする。

(5) 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札通知書の発行まで、著しく遅延する場合は、必要に応じ、入札に参加した者に電子入札システム又はその他適当な手段により状況の情報提供を行うものとする。

(6) 開札を中止する場合の取扱い

開札を中止する場合は、電子入札システム又はその他適当な手段により、当該入札に参加した全ての者に通知し、既に提出された入札書については開封しないものとする。

(7) 入札に参加する者側からの申し出による開札時間等の変更

入札に参加する者から電子入札ができない旨の申告があった場合は、次のように対応するものとする。

ア 障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

イ 要領第8条及び第17条に定める「やむを得ない事情」とは、次の(ア)から(エ)及び(8)アのいずれかの場合をいい、すぐに復旧できないと判断され、原則として、入札に参加する複数の者が参加できない場合には、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合に限り、入札書提出期限及び開札予定日時の変更を行うことができるものとする。

(ア) 天災

(イ) 広域・地域的停電

(ウ) プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

(エ) その他、日時変更が妥当であると認められる場合(入札に参加する者の責によると認められる場合を除く。)

ウ 入札執行者は、開札予定日時を変更した場合は、日時変更通知書を送信する。

変更後の開札の予定日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信するものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札の予定日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札の予定日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する。送信できない場合は、電話等に対応するものとする。

エ 開札予定日時等を変更する場合にあっては、開札日時が開札予定日時から起算して14日を過ぎることができないことに留意するものとする。

(8) 栃木県警察側の障害による開札時間等の変更

栃木県警察側に障害が発生した場合は、次のように対応するものとする。

ア 電子入札システムのシステム管理者と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、入札書提出期限及び開札予定日時の変更を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に移行するものとする。

イ 復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信するものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札予定日時正式決定後に再度変更通知書が送信される

旨の記載を行い、正式な開札予定日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する。送信できない場合は、電話等で対応するものとする。

9 利用者登録及び I C カードの取扱い

(1) 利用者登録

ア 入札に参加しようとする者は、電子調達を利用する I C カードについてあらかじめ電子入札システムから利用者登録を行うものとする。

イ 入札に参加しようとする者は、利用者登録した代表窓口情報及び I C カード利用部署情報に変更が生じた場合は、随時変更内容の登録を行うものとする。また、I C カードが失効した場合には、新たな I C カードにより利用者登録を行うものとする。

(2) 電子調達システムを利用することができる I C カードの基準

電子調達システムを利用することができる I C カードは、競争入札参加資格者名簿に登載されている代表者（入札、契約締結時に関する権限を受任者に委任している場合は、受任者）の I C カードに限るものとする。

入札書の提出に使用する I C カードは、開札日時において有効期限内の I C カードに限ることとする。

なお、開札予定日時等の変更の有無に関わらず、開札日時において有効期限を過ぎる I C カードによる入札は無効とするため、有効期限が開札予定日時から起算して14日を経過した日時以降のものを使用するものとする。

(3) 個別案件における委任の取扱い

個別案件における委任は認めないものとする。

(4) 受任者の契約締結

受任者の I C カードにより入札を行い落札した場合には、受任者と契約を締結するものとする。

(5) I C カード不正使用等

要領第19条第1項第8号に定める「I C カードの不正使用等」とは、次のいずれかの場合をいう。

ア 9 (1) から (4) に掲げる事項に違反して使用した場合

イ 次に掲げるいずれかに該当した場合

(ア) 入札、契約締結等に関する権限を受任者に委任しているにもかかわらず、代表者の I C カードを使用して入札に参加した場合

(イ) 代表者あるいは受任者が変更となっているにもかかわらず、I C カード更新中を除き、変更前の代表者あるいは受任者の I C カードを使用して入札に参加した場合

(ウ) 同一案件に対して、同一業者が複数の I C カードを使用して入札に参加した場合

(エ) その他、明らかに I C カードを不正使用したものと認められる場合

10 入札参加資格の取扱い

(1) 入札参加資格者名簿の登載事項

入札参加資格者名簿の登載事項に変更が生じた入札参加者は、「栃木県競争入札参加資格（物品・役務）審査申請 申請書記載事項変更の手引き」に定める方法により競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を提出するものとする。

(2) 審査が終了するまでの対応

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更の届出及びＩＣカードの利用者登録に係る審査が終了するまでの間は、「２ 紙参加承諾の基準(1)エ」に基づき紙参加で対応するものとする。

11 運用時間

(1) システムの運用時間

電子入札システム及び入札情報システム（ＰＰＩ）の運用時間は、栃木県の休日に関する条例に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く次の時間帯とする。

	電子入札システム	入札情報システム（ＰＰＩ）	備 考
発 注 機 関	8:00 ～ 20:00	8:00 ～ 20:00	
入 札 参 加 者	8:00 ～ 20:00	6:00 ～ 23:00	

(2) ヘルプデスクの運用時間

電子入札ヘルプデスクの運用時間は、県の休日を除く9:00から18:00とする。

(3) 保守等による停止

次に掲げる場合には、システムの利用者に事前の通知を行うことなく、システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行う場合がある。

ア システムの定期保守点検を行う場合

イ アのほかシステムの保守又は改変等を行う必要のある場合

ウ システムに重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合

附 則

1 この運用基準は令和3(2021)年4月26日から適用する。

2 2(1)エの「その他特に必要と認めた場合」において、令和5(2023)年3月31日までの間は、事業者が電子調達システムに対応するための環境が整わない場合を認めることができるものとする。

附 則

1 この運用基準は令和3(2021)年10月22日から適用する。

2 2(1)オの「その他特に必要と認めた場合」において、令和5(2023)年3月31日までの間は、入札に参加しようとする者が電子調達システムに対応するための環境が

整わない場合を認めることができるものとする。